

Information 健康福祉課

介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の個人または世帯は令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住居のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金（老齢年金・退職年金、遺族年金および障害年金）の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう**口座振替をご活用ください**。

保険料や納期などについては、令和5年7月以降に送付いたします「保険料納入通知書」でご確認ください。

特別徴収と普通徴収		
	対象者	納付方法
特別徴収	●老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方 *手続きは必要ありません	受給されている年金から自動徴収されます。
普通徴収	●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●特別徴収の要件を満たしているも、以下の条件に該当する方	納付書でのお支払いまたは口座振替となります。
	1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合（介護保険料） 2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合（後期高齢者医療保険料） 3. 他の市町村から広野町へ転入された場合 4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合（特別徴収が継続される場合もあります。） 6. 年金の支払いが停止（一部停止）になった場合	口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。 ・あぶくま信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・東邦銀行 ・福島さくら農業共同組合

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課・保健センター

参加しよう！ひろの健康ポイントカード

広野町では、高校生を除く18歳以上の町内に住所を有する方が「健康づくり」「介護予防」を目的に行う活動に対し、ポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて賞品を贈呈するひろの健康ポイントカード事業を行っています。

- 対象 広野町民の方、かつ高校生を除く18歳以上
- 期間 2023年7月1日～2024年6月30日
- 賞品 満40ポイント：ふくしま健民カード
満60ポイント：ふたば未来学園「Caféふっ」利用券500円分
満80ポイント：広野町指定店で使えるお買物券1,000円分
満100ポイント：広野町がお世話になった全国自治体特産品2,000円分相当

賞品の重複獲得（満100ポイントを獲得したため、満80ポイント以下の賞品を全て贈呈）はできませんが、満40ポイント以上を獲得し、かつアンケートを回答いただいた方には全員にふくしま健民カードを贈呈いたします。

ふくしま健民カードは県内1,600以上の協力店でお得な特典が受けられる、健康づくりを応援するカードです。

■獲得方法 地区の集い・いきいき百歳体操・トレーニングルーム利用・パークゴルフ大会・広野町が開催する各種イベントへの参加・特定健診への参加・地域の支え手・高齢者の見守り活動への参加

■入手方法 広野町役場健康福祉課窓口において配布しています。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
広野町 保健センター ☎0240-27-3040

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険など一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されています。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「〔第2期復興・創生期間〕以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住居票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**

- 令和4年度まで・・・全額減免
- 令和5年度・・・1/2減免
- 令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**

- 令和7年3月末まで・・・免除継続
- 令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住居票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住居票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

令和5年度 広野町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯につき3万円を給付します。

■支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし、(1)と(2)を併せて受給することはできません。

(1)住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住居を有し、世帯全員の令和5年度「住民税均等割」が非課税である世帯

(2)家計急変世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住居を有し、やむを得ない理由で令和5年1月以降に収入が減少し、令和5年の世帯全員の収入額（見込額）が「住民税非課税相当」となる世帯

■手続きについて

I. (1)の支給対象要件に該当し、また令和4年度に実施された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給した世帯

▶6月30日に振込済です。口座等をご確認ください。

II. (1)の支給対象要件に該当し、Iに該当しない世帯

▶確認書（一部世帯は申請書）による手続きが必要です。※必要書類は町よりお送りしております。

III. (2)の支給対象要件に該当する世帯

▶申請書による手続きが必要です。ただし、事前に必要書類の取り寄せなどが必要となります。

■手続き期限

令和6年1月31日（水）まで

■手続き先

必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113